

財産形成期日指定定期預金規定

1. (預入れの方法等)

- (1) この預金は、年1回以上定期に事業主が預金者の給与から天引きして預入れるものとします。
- (2) この預金には、預入期間中に支払われる勤労者財産形成給付金および勤労者財産形成基金給付金を、給付金支払機関または事業主を通じて預入れできるものとします。
- (3) この預金の預入れは1口1,000円以上とします。
- (4) この預金については、通帳の発行にかえ、財産形成期日指定定期預金契約の証(以下「契約の証」といいます。)を発行し、預入れの残高を6ヵ月に1回書面により通知します。

2. (預金の種類)

この預金は、預入日の1年後の応答日を据置期間満了日、3年後の応答日を最長預入期限とする1口ごとの期日指定定期預金としてお預りします。

3. (自動継続等)

- (1) この預金は、最長預入期限にその元利金合計額をもって、前回と同じ期日指定定期預金に自動的に継続します。
- (2) 前記(1)の継続にあたり、最長預入期限を同一日とする複数の預金がある場合は、それぞれの預金の元利金をまとめて1口の期日指定定期預金に自動的に継続します。
- (3) 継続された預金についても前記(1)および(2)と同様とします。
- (4) 継続を停止するときは、最長預入期限(継続をしたときはその最長預入期限)までにその旨を申出てください。

4. (預金の支払時期等)

- (1) この預金は、次に定める満期日以降に支払います。
 - ① 満期日の指定があったときは、指定された日を満期日とします。満期日は、この預金の全部または一部について預入日の1年後の応答日(継続をしたときはその継続日の1年後の応答日)から最長預入期限までの間の任意の日を指定することができます。満期日を指定するときは、口座開設店(以下「取引店」といいます。)にその1ヵ月前までに通知をしてください。この預金の一部について満期日を定めるときは、10,000円以上の金額で指定してください。
 - ② 継続停止の申出があり満期日の指定がないとき(次項により満期日の指定がなかったものとしたときを含みます。)は、最長預入期限を満期日とします。継続された預金についても同様とします。継続停止の申出があった後、この預金の一部が解約されたときの残りの金額について満期日の指定がないときも同様とします。
- (2) 指定された満期日から1ヵ月経過しても解約されなかったときは、満期日の指定がなかったものとします。指定された満期日から1ヵ月以内に最長預入期限が到来したときも同様とします。
- (3) 継続停止の申出のない場合、この預金の一部が解約されたときはその残りの金額について引続き自動継続の取扱いをします。

5. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金口座は、後記8.(5)①、②アからオおよび③アからオのいずれにも該当しない場合に利用することができ、後記8.(5)①、②アからオまたは③アからオの一つにでも該当する場合には、当組合はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

6. (取引の制限等)

- (1) 当組合は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、在留資格および在留期間その他の必要な事項を当組合所定の方法により届出てください。この場合において、当組合に届出のあった在留期間が超過した場合には、入金、振込、払戻し等の本規定にもとづく預金取引の全部または一部を制限する場合があります。
- (3) 前2項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当組合がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (4) 前3項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当組合が認める場合、当組合は当該取引の制限を解除します。

7. (利息)

- (1) この預金の利息は、継続日(解約するときは解約時)に預入日から最長預入期限(解約するときは満期日)の前日までの期間および次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法で計算します。
 - ① 1年以上2年未満の場合・・・当組合所定の「2年未満」の利率
 - ② 2年以上の場合・・・当組合所定の「2年以上」の利率(以下「2年以上利率」といいます。)
- (2) この預金の全部または一部について満期日を指定した場合の前記(1)の利息(継続を停止した場合の利息を含みます。)は、満期日以降にこの預金とともに支払います。この場合の満期日以降の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの期間について、解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。
- (3) 継続された預金の利率についても前記(1)および(2)と同様の方法によります。
- (4) この預金を8.(1)により最長預入期限前(満期日の指定があった場合はその満期日前)に解約する場合および8.(3)ないし(5)により解約する場合には、その利息は、預入金額ごとに、預入日(継続したときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数について次の預

入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。

6ヵ月未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・	解約日における普通預金の利率
6ヵ月以上1年未満・・・・・・・・・・・・・・・・	2年以上利率×40%
1年以上1年6ヵ月未満・・・・・・・・・・・・・・・・	2年以上利率×50%
1年6ヵ月以上2年未満・・・・・・・・・・・・・・・・	2年以上利率×60%
2年以上2年6ヵ月未満・・・・・・・・・・・・・・・・	2年以上利率×70%
2年6ヵ月以上3年未満・・・・・・・・・・・・・・・・	2年以上利率×90%

(5) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

8. (預金の解約、書替継続)

(1) この預金は、当組合がやむを得ないと認める場合を除き、最長預入期限前（満期日の指定があった場合はその満期日前）の解約はできません。

(2) この預金を解約または書替継続するときは、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、契約の証とともに取引店に提出してください。

(3) この預金は、解約する預金を指定せずに預金残高の一部に相当する金額を10,000円以上1,000円単位の金額で払戻請求することができます。この場合1口ごとの元金請求が払戻請求書記載の金額に達するまで次の順序でこの預金を解約します。

- ① 同一口座に複数の預金がある場合は、預入日から解約日までの日数が多いものから解約します。
- ② 前項①で、解約日においてすでに満期日の到来している預金がある場合は、その預金を優先して解約します。
また、預入日から日数が同じ預金がある場合は、金額の大きいものから解約します。

(4) 前項②の順序で解約することとなった場合は、その預金全額を解約します。

(5) 次の各号の一つにでも該当し、取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの取引を解約することができるものとします。

なお、この解約によって生じた損害については、当組合は責任を負いません。
また、この解約により当組合に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

- ① 口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ② 本人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
 - ア 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - イ 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - ウ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用して認められる関係を有すること
 - エ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - オ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- ③ 本人が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一つにでも該当する行為をした場合
 - ア 暴力的な要求行為
 - イ 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ウ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - エ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用を毀損し、または当組合の業務を妨害する行為
 - オ その他アからエに準ずる行為
- ④ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合

9. (退職、転職時の取扱い)

退職等の事由により勤労者でなくなった場合には、この預金は次により取扱います。

(1) 当該事由の生じた日（以下「退職等の日」といいます。）において、預入日（継続したときは最後の継続日）から2年を経過していない預金については、前記2.の規定にかかわらず、退職等の日の1年後の応答日前日に満期日が到来するものとします。

(2) 退職等の日以降、最長預入期限（前記①で定める満期日を含みます。）における自動継続を停止します。

10. (預入金額の変更)

預入金額の変更をするときは、当組合所定の書面によって取引店に申出てください。

11. (印鑑照合)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、これらの書類につき、偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。

12. (規定の準用等)

本規定に定めのない事項については、「預金共通規定」および「盗取された通帳（証書）等を用いた預金の払戻しによる被害の補てんならびに本人確認の取扱いに関する特約」等、当組合の各種規定により取扱います。

13. (規定の変更)

(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当組合ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

財産形成年金預金規定

1. (預入れの方法等)

- (1) この預金は、勤労者財産形成年金貯蓄非課税制度の適用を受け、5年以上の期間にわたって、最終預入日まで年1回以上一定の時期に事業主が預金者の給与から天引きして預入れるものとします。
- (2) この預金には、最終預入日までに支払われる勤労者財産形成給付金および勤労者財産形成基金給付金を、給付金支払機関または事業主を通じて預入れできるものとします。
- (3) この預金の預入れは1口1,000円以上とします。
- (4) この預金については、通帳の発行にかえ、財産形成年金預金契約の証(以下「契約の証」といいます。)を発行し、預入れの残高を6ヵ月に1回書面により通知します。

2. (預金の種類、とりまとめ継続方法)

- (1) 支払開始日は、最終預入日の6ヵ月後の応答日から5年後の応答日の間の任意の日とし、支払開始日の3ヵ月前の応答日を「年金元金計算日」とします。
また、年金元金計算日前1年ごとの年金元金計算日の応答日を「特定日」とします。
- (2) 前記1.による預金は、1口の期日指定定期預金としてお預りします。
ただし、預入日から年金元金計算日までの期間が1年未満のときは、1口ごとに年金元金計算日を満期日とする自由金利型定期預金(M型)としてお預りします。
- (3) 特定日において、預入日(継続をしたときはその継続日)からの期間が2年をこえる期日指定定期預金(本(3)に基づいて継続した期日指定定期預金を含みます。)は満期日が到来したものとし、その元利金の合計額をとりまとめ1口の期日指定定期預金とします。
また、1口の期日指定定期預金は、この規定の定めによる以外は満期日を指定することはできません。

3. (分割、支払方法)

- (1) この預金は、年金元金計算日に次により分割し、支払開始日以降5年以上20年以内の期間にわたって年金として支払います。この場合、すべての期日指定定期預金は「年金元金計算日」に満期日が到来したものとし、その元利金と自由金利型定期預金(M型)の元利金との合計額を「年金計算基本額」とします。
 - ① 年金計算基本額を「あらかじめ指定された支払回数」で除した金額(ただし100円単位とします。)を元金として、年金元金計算日から3ヵ月ごとの応答日を満期日とする12口の期日指定定期預金または自由金利型定期預金(M型)(以下これらを「定期預金(満期支払口)」)といいますが)を作成します。
ただし自由金利型定期預金(M型)の預入期間は1年未満とします。
 - ② 年金計算基本額から前記①により作成された定期預金(満期支払口)の元金の合計額を差引いた金額を元金として、1口の期日指定定期預金(以下これを「定期預金(継続口)」)といいますが)を作成します。
 - ③ 定期預金(満期支払口)は、各々その満期日に、元利金をあらかじめ指定された預金口座に入金します。
- (2) 定期預金(継続口)は、満期日に前記(1)に準じて取扱い、以後同様とします。この場合、前記(1)に「年金元金計算日」とあるのは「定期預金(継続口)の満期日」と、「あらかじめ指定された支払回数」とあるのは「あらかじめ指定された支払回数のうち定期預金(継続口)の満期日における残余の支払回数」と読替えるものとします。
ただし、残余の支払回数が12回以下になる場合には、当該定期預金(継続口)の元利金から定期預金(満期支払口)の元金の合計額を差引いた金額は、預入期間が最も長い定期預金(満期支払口)に加算します。
- (3) この期日指定定期預金は、この規定の定めによる以外には満期日を指定することはできません。

4. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金口座は、後記7.(2)①、②アからオおよび③アからオのいずれにも該当しない場合に利用することができ、後記7.(2)①、②アからオまたは③アからオの一つにでも該当する場合には、当組合はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

5. (取引の制限等)

- (1) 当組合は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、在留資格および在留期間その他の必要な事項を当組合所定の方法により届出てください。この場合において、当組合に届出のあった在留期間が超過した場合には、入金、振込、払戻し等の本規定にもとづく預金取引の全部または一部を制限する場合があります。
- (3) 前2項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当組合がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (4) 前3項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当組合が認める場合、当組合は当該取引の制限を解除します。

6. (利息)

- (1) この預金の利息は、次のとおり計算します。

① 預入金額ごとの預金が期日指定定期預金の場合

預入金額ごとにその預入日（継続をしたときはその継続日）から満期日の前日までの期間について、預入日（継続をしたときはその継続日）現在における次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法で計算します。

ア 1年以上2年未満・・・当組合所定の「2年未満」の利率

イ 2年以上・・・当組合所定の「2年以上」の利率（以下「2年以上利率」といいます。）

② 預入金額ごとの預金が自由金利型定期預金（M型）の場合

預入金額ごとにその約定日数について、預入日における当組合所定の利率によって計算します。

③ 前記①および②の利率は、当組合所定の日にそれぞれ変更します。この場合、新利率は、変更日以降に預入れられる金額についてその預入日（すでに預けられている金額については、変更日以降最初に継続される日）から適用します。

(2) この預金の満期日以降の利息は、満期日から解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(3) 当組合がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息は次のとおり計算し、この預金とともに支払います。

① 預入金額ごとの預金が期日指定定期預金の場合

預入金額ごとにその預入日（継続をしたときはその継続日）から解約日の前日までの期間について、次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって1年複利の方法で計算します。

6ヵ月未満・・・・・・・・・・解約日における普通預金の利率
6ヵ月以上1年未満・・・・・・・・・・2年以上利率×40%
1年以上1年6ヵ月未満・・・・・・・・・・2年以上利率×50%
1年6ヵ月以上2年未満・・・・・・・・・・2年以上利率×60%
2年以上2年6ヵ月未満・・・・・・・・・・2年以上利率×70%
2年6ヵ月以上3年未満・・・・・・・・・・2年以上利率×90%

② 預入金額ごとの預金が自由金利型定期預金（M型）の場合

預入金額ごとにその預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって1年複利の方法で計算します。

ア 6ヵ月未満・・・・・・・・・・解約日における普通預金の利率

イ 6ヵ月以上1年未満・・・・・・・・・・約定利率×50%

(4) この預金の付利単位は次のとおりとします。

① 預入金額ごとの預金が期日指定定期預金の場合は1円とします。

② 預入金額ごとの預金が自由金利型定期預金（M型）の場合は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

7. (預金の解約)

(1) やむをえない事由により、この預金を前記3.による支払方法によらず解約する場合は、この預金のすべてを解約することとし、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、契約の証とともに口座開設店（以下「取引店」といいます。）に提出してください。この場合、期日指定定期預金は満期日を指定することはできません。

(2) 次の各号の一つにでも該当し、取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの取引を解約することができるものとします。

なお、この解約によって生じた損害については、当組合は責任を負いません。

また、この解約により当組合に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

① 口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

② 本人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合

ア 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

イ 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

ウ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用してしていると認められる関係を有すること

エ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

オ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

③ 本人が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一つにでも該当する行為をした場合

ア 暴力的な要求行為

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為

ウ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

エ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用を毀損し、または当組合の業務を妨害する行為

オ その他アからエに準ずる行為

④ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合

8. (税額の追徴)

前記7.によりこの預金を解約する場合は、払出時の利息について非課税の適用が受けられなくなるとともに、既に非課税として支払われた利息について5年間にわたり遡及して20%（国税15%、地方税5%）の税率により計算した税額を追徴します。

ただし、預金者の死亡、重度障害による払出しの場合を除きます。

9. (退職時等の支払い)

最終預入日までに退職等の事由により勤労者でなくなったときは、この預金は、前記2. および3. にかかわらず次により取扱い、退職等の事由の生じた日の1年後の応答日の前日以降に支払います。この場合、前記7. と同様の手続きをとってください。

(1) 期日指定定期預金は、退職等の事由の生じた日の1年後の応答日前日を満期日とします。

(2) 退職等の事由の生じた日以後、1年以内に満期日の到来する期日指定定期預金は、その継続を停止します。

10. (転職時等の取扱い)

転職・転勤・出向により財形年金貯蓄契約に基づく、この預金の預入れができなくなった場合には、当該事実の生じた日以後、1年以内に所定の手続きにより、新たな取扱金融機関において引続き預入れすることができます。

11. (据置期間中の金利上昇による非課税限度額超過の場合の取扱い)

この預金の最終預入日以降の財形法施行規則第1条の4の2の規定に基づき計算した年金計算基本予定額が非課税限度額以内であるにもかかわらず、据置期間中の金利の上昇によってこの預金の元利金が非課税限度額を超過する場合には、その元加にかかる利子額全額をあらかじめ指定された預金口座に入金します。

12. (最終預入日等の変更)

最終預入日または支払開始日、もしくは支払回数を変更するときは、最終預入日までに、当組合所定の書面によって取引店に申出てください。ただし、支払開始日を繰上げる場合は変更後支払開始日の1年3ヵ月前応答日までかつ最終預入日までに、繰下げる場合は変更前支払開始日の1年3ヵ月前応答日までかつ最終預入日までに申出てください。

13. (支払開始日以後の支払回数の変更)

支払開始日以後に、財形法施行令第13条の4第3項の規定等に基づき年金支払額を増額するために支払回数を変更するときは、変更後の支払日の3ヵ月前の応答日の前日までに、当組合所定の書面により取引店に申出てください。

ただし、この支払回数の変更は1回に限ります。また、変更により総支払回数が21回未満となる場合には、変更することはできません。

14. (印鑑照合)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、これらの書類につき、偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。

15. (規定の準用等)

本規定に定めのない事項については、「預金共通規定」および「盗取された通帳(証書)等を用いた預金の払戻しによる被害の補てんならびに本人確認の取扱いに関する特約」等、当組合の各種規定により取扱います。

16. (規定の変更)

(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当組合ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上

財産形成住宅預金規定

1. (預入れの方法等)

(1) この預金は、勤労者財産形成住宅貯蓄契約に基づき、5年以上の期間にわたって、年1回以上一定の時期に事業主が預金者の給与から天引きして預入れるものとします。

(2) この預金には、勤労者財産形成給付金および勤労者財産形成基金給付金を、給付金支払機関または事業主を通じて預入れできるものとします。

(3) この預金の預入れは1口1,000円以上とします。

(4) この預金については、通帳の発行にかえ、財産形成住宅預金契約の証(以下「契約の証」といいます。)を発行し、預入れの残高を6ヵ月に1回書面により通知します。

2. (預金の種類、継続方法)

(1) 前記1. による預金は、それぞれの預入日の1年後の応答日までの据置期間満了日、3年後の応答日を最長預入期限とする1口の期日指定定期預金としてお預りします。

(2) 期日指定定期預金の継続の取扱いは、次によります。

① 期日指定定期預金(後記3.(3)による一部解約後の残りの元金を含みます。)は、それぞれの最長預入期限に期日指定定期預金として元加継続します。継続された預金についても同様とします。

② 前項による継続にあたり、預金口座内に最長預入期限を同じくする数口の預金がある場合は、最長預入期限に、それらをまとめてこの契約による1口の期日指定定期預金として元加継続します。継続された預金についても同様とします。

3. (預金の支払方法)

(1) この預金は、持家としての住宅を取得するための対価に充てるときに支払います。

(2) この預金を全額払出す場合は、住宅を取得した日から1年以内に当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印し、契約の証と

ともに住宅の登記簿謄本等所定の書類（またはその写し）を口座開設店（以下「取引店」といいます。）に提出してください。

(3) この預金の一部を、持家としての住宅を取得するための頭金に充てるために払出す場合は当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印し、契約の証とともに住宅建築工事請負契約書等所定の書類の写しを取引店に提出してください。この場合、一部払出しは残高の90%を限度として1回に限ります。

(4) 前項による一部払出後の残高を払出す場合は、一部払出しの日から2年以内で、かつ持家としての住宅を取得した日から1年以内に当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印し、契約の証とともに住宅の登記簿謄本等所定の書類（またはその写し）を取引店に提出してください。

4. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金口座は、後記7. (2) ①、②アからオおよび③アからオのいずれにも該当しない場合に利用することができ、後記7. (2) ①、②アからオまたは③アからオの一つにでも該当する場合には、当組合はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

5. (取引の制限等)

(1) 当組合は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

(2) 日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、在留資格および在留期間その他の必要な事項を当組合所定の方法により届出てください。この場合において、当組合に届出のあった在留期間が超過した場合には、入金、振込、払戻し等の本規定にもとづく預金取引の全部または一部を制限する場合があります。

(3) 前2項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当組合がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

(4) 前3項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当組合が認める場合、当組合は当該取引の制限を解除します。

6. (利息)

(1) この預金の利息は、預入金額ごとにその預入日（継続をしたときはその継続日）から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）について、預入日（継続をしたときはその継続日）現在における次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法で計算します。

- ① 1年以上2年未満・・・当組合所定の「2年未満」の利率
- ② 2年以上・・・当組合所定の「2年以上」の利率（以下「2年以上利率」といいます。）

(2) 利率は、当組合所定の日に変更します。この場合、新利率は、変更日以降に預入れられる金額についてその預入日（すでに預けられている金額については、変更日以降最初に継続される日または変更日以後の利息計算日）から適用します。

(3) 当組合がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息は、預入金額ごとに、預入日（継続をしたときはその継続日）から解約日の前日までの期間について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって1年複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

6ヵ月未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・	解約日における普通預金の利率
6ヵ月以上1年未満・・・・・・・・・・・・・・・・	2年以上利率×40%
1年以上1年6ヵ月未満・・・・・・・・・・・・	2年以上利率×50%
1年6ヵ月以上2年未満・・・・・・・・・・・・	2年以上利率×60%
2年以上2年6ヵ月未満・・・・・・・・・・・・	2年以上利率×70%
2年6ヵ月以上3年未満・・・・・・・・・・・・	2年以上利率×90%

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

7. (預金の解約)

(1) やむをえない事由により、この預金を前記3. による支払方法によらず解約する場合は、この預金のすべてを解約することとし、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、契約の証とともに取引店に提出してください。

(2) 次の各号の一つにでも該当し、取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの取引を解約することができるものとします。

なお、この解約によって生じた損害については、当組合は責任を負いません。
また、この解約により当組合に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

- ① 口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ② 本人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
 - ア 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - イ 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - ウ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用して認められる関係を有すること
 - エ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - オ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- ③ 本人が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一つにでも該当する行為をした場合
 - ア 暴力的な要求行為

- イ 法的な責任を超えた不当な要求行為
- ウ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- エ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用を毀損し、または当組合の業務を妨害する行為
- オ その他アからエに準ずる行為

④ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合

8. (税額の追徴)

この預金の利息について次の各号に該当したときは、非課税の適用が受けられなくなるとともに、既に非課税として支払われた利息について5年間にわたり遡及して20%（国税15%、地方税5%）の税率により計算した税額を追徴します。

(1) 住宅の取得目的以外のためにこの預金が払出された場合

ただし、預金者の死亡、重度障害による払出しの場合は除きます。

(2) 前記3.(2)による全額払出しの場合で、持家としての住宅を取得した日から1年以内に払出しが行われなかったとき、または所定の必要書類が提出されなかったとき、また提出された書類により持家としての住宅の要件を満たさないことが判明したとき

(3) 前記3.(4)による一部払出しの場合で、一部払出しの日から2年以内で、かつ持家としての住宅を取得した日から1年以内に残額を払出さなかったとき

9. (差引計算等)

(1) 前記8.(2)の事由が発生した場合には、当組合は事前の通知および所定の手続きを省略し、次により税額を追徴できるものとします。

① 前記8.(2)の事由が生じた日に、この預金を解約のうえ、その元利金から税額を追徴します。

② 預金の解約元利金が追徴税額に満たないときは、ただちに取引店に支払ってください。

(2) 前項により解約する定期預金の利率は、その約定利率とします。

10. (退職時等の取扱い)

退職等の事由により勤労者でなくなったときは、この預金は、前記2. および3. にかかわらず次により取扱います。この場合前記7. と同様の手続きをとってください。

(1) 期日指定定期預金は、退職等の事由の生じた日の1年後の応答日前日を満期日とします。

(2) 退職等の事由の生じた日以後、1年以内に満期日の到来する期日指定定期預金および自由金利型定期預金(M型)は、その継続を停止します。

11. (転職時等の取扱い)

転職・転勤・出向により財形住宅貯蓄契約に基づく、この預金の預入れができなくなった場合には、当該事実の生じた日以後、1年以内に所定の手続きにより、新たな取扱金融機関において引続き預入れすることができます。

12. (非課税扱いの適用除外)

この預金の利息について、次の各号に該当したときは、その事実の生じた日以後支払われる利息については、非課税の適用を受けられません。

(1) 前記1.(1)ならびに(2)による以外の預入れがあった場合

(2) 定期預入れが2年以上されなかった場合

(3) 非課税貯蓄申込書の預入限度額をこえて預入れがあった場合

13. (印鑑照合)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうへは、それらの書類につき、偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。

14. (規定の準用等)

本規定に定めのない事項については、「預金共通規定」および「盗取された通帳(証書)等を用いた預金の払戻しによる被害の補てんならびに本人確認の取扱いに関する特約」等、当組合の各種規定により取扱います。

15. (規定の変更)

(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当組合ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上